

江東区

長期計画

Koto City, Tokyo

令和2年度→11年度





江東区長

山崎 孝明

江東区は、水辺と緑が豊かで、伝統と歴史を重んじ、昔ながらの下町の風情が色濃く残る、人情に厚く温かいまちです。平成21年には基本構想を策定し、概ね今後20年を展望した江東区の姿を「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」として、江東区の将来像を掲げました。それを具体化するため、平成22年度から令和元年度までの10か年の長期計画を策定し、今日までまちづくりに取り組んできました。

この10年間、本区の人口は増加を続け、令和元年には約52万人の都市になるという著しい発展を遂げ、未来への限りない可能性を秘めたポテンシャルの高いまちとしての地位を築きあげてきました。一方で、社会の変化は一層加速し、超高齢化やグローバル化、価値観の多様化や情報通信技術の進展、また、多発する地震や水害等の自然災害への対応など、未来を見据えた区の取り組みが一層重要となっています。

このような状況を踏まえ、基本構想の後半の10年にあたる令和2年度から令和11年度までの10か年の区の取り組みの方向性をまとめた羅針盤として、この長期計画を策定しました。

本区ではこれまでの着実な取り組みが実を結び、定住意向が9割を堅持している中、今後も緩やかな人口増加が続く一方で、高齢者の増加などが予想され、持続可能なまちづくりを目指す転換期にきています。

本長期計画では「地下鉄8号線の延伸」を重要課題とし、重点的な取り組みとして、「水彩・環境都市づくり」「未来を創るこどもを育むまちづくり」「地域の活力を生み出すまちづくり」「高齢者など誰もが支えあう社会づくり」「防災都市江東戦略」「オリンピック・パラリンピックレガシーの継承」「臨海部のまちづくり」の7つの重点プロジェクトを掲げ、施策を横断的に連携させながら着実に取り組んでまいります。

そして、来年に延期となりましたが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。多くの競技会場がある本区にとって、世界に向けて区の魅力をアピールできる絶好のチャンスです。必ずや成功に導くために万全の準備を進め、ハード・ソフト両面にわたる開催の成果を一過性のもので終わらせるのではなく、区民の心に残るレガシーの継承に取り組んでまいります。

江東区は、安全をしっかりと確立した上で、区民の誰もが幸せや心のゆとりを感じる時間や場所がまちの至る所にあり、ともに支えあい、生き生きと暮らし、安心してそれぞれの可能性にチャレンジできるような、新たなまちづくりを進めてまいります。

「安全・安心と支えあいを実感できる都市・江東」を実現するため、意欲・スピード・思いやりを持って、区民の皆さまと一緒に堅実かつ着実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への 様々な取り組みを江東区特有のレガシーとして継承し まちづくりの発展につなげていきます

水辺と緑あふれる都市「CITY IN THE GREEN」を目指し、
環境にやさしい持続可能な社会の形成に取り組みます

スポーツに親しむ機会を創設し、健康づくりを進め、健康寿命の延伸、
将来的な医療費の低減を目指します

こどもたちの健やかな成長、体力向上と他者にやさしい心や
ボランティアマインドの醸成に取り組みます

国籍を超え、たくさんの人が交流し、
明るく元気な魅力にあふれる地域社会の実現に取り組みます

障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てなく
安全で安心して生活できるまちづくりを進めます

江東区のまちづくりにおける基本理念

- 先人たちが築き上げた、江東区の良き伝統を継承・発展させ、
次の世代が誇ることのできる江東区をつくります
- 区民はまちづくりの主役であり、区民と区はともに責任を持って江東区をつくります
- 区民がお互いの人権を尊重し、区民一人一人が生き生きと暮らせる江東区をつくります

江東区
の
将来像

みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東

安全・安心と支えあいを 実感できる都市・江東

《重要課題：地下鉄8号線の延伸》

重点 プロジェクト

水彩・環境都市づくり

未来を創るこどもを育むまちづくり

地域の活力を生み出すまちづくり

高齢者など誰もが支えあう社会づくり

防災都市江東戦略

オリンピック・パラリンピックレガシーの継承

臨海部のまちづくり

計画の実現に向けて

開かれた区政と区民の参画・協働の実現

効率的な区政運営と職員の育成

自主・自律的な区政運営の推進



緑・環境

水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成

- みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現

環境負荷の少ない地域づくり

- 地球温暖化対策と環境保全
- 持続可能な資源循環型地域社会の形成



子育て・教育

安心して子どもを産み、
育てられる環境の充実

- 良質で多様な保育サービスの充実
- みんなで取り組む子育て家庭への支援

知・徳・体を育む魅力ある
学び舎づくり

- 一人一人に向き合う学校教育の充実
- 多様なニーズに応じた教育環境の充実

こどもの未来を育む
地域社会づくり

- こどもが安全に過ごせる居場所・環境づくり
- 次代を担う青少年の健全育成の推進



産業・生活

健全で活力ある
地域産業の育成

- 魅力的で活力ある
区内産業・商店街の形成

個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり

- 人・地域をつなぐ地域コミュニティの活性化
- 多様性を認め合う(ダイバーシティ)社会の実現
- 生涯にわたり学習できる環境の充実
- スポーツを楽しめる環境の充実

地域文化の活用と観光振興

- 文化・歴史の継承と観光振興



健康・福祉

健康で安心して生活できる
保健・医療体制の充実

- 切れ目のない支援による母子保健の充実
- 健康づくりの推進と保健・医療体制の充実
- 感染症対策と生活衛生の確保

誰もが自立し、安心して暮らせる
福祉施策の推進

- 高齢者支援と活躍の推進
- 障害者支援と共生社会の実現
- 地域福祉と生活支援の充実



まちづくり

快適な暮らしを支えるまちづくり

- 計画的なまちづくりの推進
- 良好な住宅の形成と住環境の向上
- 便利で安全な道路・交通ネットワークの整備

安全で安心なまちの実現

- 災害に強い都市の形成
- 地域防災力の強化
- 犯罪のないまちづくり

INDEX

目次

01	第1章 長期計画の概要
02	1 策定の目的
03	2 長期計画の位置づけ
04	3 体系と計画期間
05	4 進行管理
07	第2章 江東区を取り巻く状況
11	第3章 計画の視点・前提
12	Ⅰ 計画推進の視点
12	1 協働の視点に立った課題解決
13	2 SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた取り組み
15	3 ICT利活用の推進
16	Ⅱ 計画の前提
16	1 計画人口
18	2 財政計画
20	3 都市計画
22	4 施設整備・改修計画、本庁舎の建替え
27	第4章 重要課題・重点プロジェクト
29	Ⅰ 重要課題
29	地下鉄8号線の延伸
30	Ⅱ 重点プロジェクト
32	重点1 水彩・環境都市づくり
34	重点2 未来を創るこどもを育むまちづくり
36	重点3 地域の活力を生み出すまちづくり
38	重点4 高齢者など誰もが支えあう社会づくり
40	重点5 防災都市江東戦略
42	重点6 オリンピック・パラリンピックレガシーの継承
44	重点7 臨海部のまちづくり
47	第5章 分野別計画(27の基本的な取り組み)
51	1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち
59	2 未来を担うこどもを育むまち
73	3 区民の力で築く元気に輝くまち
87	4 とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち
101	5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち
115	◎ 計画の実現に向けて
123	第6章 主要事業
181	資料
	・ 計画の策定
	・ 指標一覧
	・ 江東区の人口
	・ 一般会計の推移
	・ 主な施設の配置状況
	・ SDGs(持続可能な開発目標)
	・ 江東区基本構想(平成21年3月策定)
	・ 用語解説 等

第1章

長期計画の概要



1 策定の目的

趣 旨

「江東区長期計画」は、区の基本構想に掲げる将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」を実現するため、令和2年度から令和11年度までの10か年の区の取り組みの方向性をまとめた、まちづくりの羅針盤となるものです。

平成21年に策定した20年構想である基本構想の実現に向け、後半の10年について、前長期計画の10年に続く「次なるステージ」と捉え策定しました。

本計画は、まちづくりの羅針盤として、分野ごとに本区が実現したいビジョンを「目指す姿」として設定しています。そして、以下の2つの点からそのビジョンを実現するための方向性を検討しました。

- ・これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、着実に区民福祉の向上につながる取り組みを推進
- ・更なる江東区の発展を見据えた未来志向の取り組みを積極的に推進

検討にあたっては、社会動向の変化や現状の課題だけでなく、区民会議やパブリックコメント、外部の有識者等から構成される会議などで本区の特色や今後重要となる考え方等について広くご意見を頂き、計画に反映しました。

また、重点的・優先的に取り組むべき課題として「重要課題」及び「重点プロジェクト」を設定し、区全体で総合的に取り組むことといたしました。

これから、ますますの社会変化が見込まれる中、江東区は本計画を基礎に、その変化の波にのまれることなく進むべき方向を確認し、江東区の更なる発展と、「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けて、区民や区議会とともにチーム江東一丸となって取り組んでいきます。

背 景

今、日本は大きな変化の中にあり、これまでの価値感や判断基準で物事を考えることが難しくなっています。全国的には人口が減少しており、労働力不足は東京でも深刻な問題になっています。また、人生100年時代と言われるように、人々が活躍できる時間が長くなるなど、従来の働き方や個人の生き方、価値観もが変化しつつあります。

そのような状況にあっては、行政やまちづくりの考え方も当然に変化するべきであり、社会の動向や区民ニーズを踏まえた行政運営がより一層重要になります。さらに、まちづくりにあたってのビジョンとそれを実現するための方向性を共有することがより重要な意味を持ちます。

今後、本区の人口は引き続き増加していくものの、その勢いは緩やかとなることが見込まれます。一方で、高齢者人口は今後10年のみならず、それ以降も増加が続くものと見込んでおり、今まさに本区は、持続可能なまちづくりを目指す転換期にきています。また、国内においては、地震、水害をはじめ、自然災害が多発しており、区民の安全・安心への取り組みは、引き続き区の重要な責務です。さらに、区政のあらゆる分野において、区民の支えあい、共助への取り組みが重要性を増しています。

● 前長期計画の取り組みと成果

区では、平成 21 年に基本構想を策定し、その基本構想を実現するための具体的な指針として、平成 22 年度から令和元年度までの 10 か年の長期計画を策定し、「未来の江東づくりに向けて」取り組んできました。

この間、区の人口増が続き、平成 27 年には人口が 50 万人を超え、令和 2 年 1 月時点で、約 52 万 2 千人まで増加しています。

前長期計画では、南部地域の人口増への対応として、豊洲シビックセンターや昭和大学江東豊洲病院のほか、有明西学園をはじめとする義務教育施設など、区民生活に密着した施設の整備を着実に進めるとともに、保育の待機児童解消に向けた保育所の整備を推進してきました。また、特別養護老人ホームの整備や地域包括支援センターの拡充など、超高齢社会の到来を見据えた取り組みも推進してきました。

さらに、防災対策では、東日本大震災を契機に、事業継続計画や震災復興マニュアルを策定するとともに、防災施設等の整備・充実を図るなど、防災都市江東の実現に向けて、ハード・ソフト両面から区民の生命と財産を守る取り組みを進めてきました。

そして、区の長年の課題であった中央防波堤埋立地の帰属については、令和元年 9 月の東京地裁判決を受け、決着することができました。

これらの取り組みが実を結び、前長期計画における区民の「江東区への定住意向」については 9 割を堅持していますが、引き続き区民が江東区に住んで良かったと感じられるまちづくりを進めていく必要があります。

2 長期計画の位置づけ

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的な指針となるものであり、基本構想の実現について、具体的方向性を明確にするものです。

また、国・都及び企業等が本区に関わる事業を展開するにあたって、その指針となるものであり、公共施設の建設、改修などの施設整備事業（ハード事業）及び人的サービスの施策などの非施設事業（ソフト事業）からなる総合計画です。

なお、本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略としての内容を備えていることから、総合戦略を内包するものとして位置づけます。

(1) 計画体系の明確化

長期計画は、基本構想に掲げる将来像と施策の大綱等に従い、分野別の計画体系を示すとともに、重点的に取り組むべき施策を明示したものです。

(2) 予算編成の基礎

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的な指針となるものであり、基本構想の実現について、その具体的方向性を明確にするとともに、各年度の予算編成の基礎となるものです。

(3) 部門計画の上位計画

長期計画は、各種の部門計画の上位計画であり、部門計画の対象範囲、方向性を調整する際の指針となるものです。

(4) 進捗管理と施策評価の基準

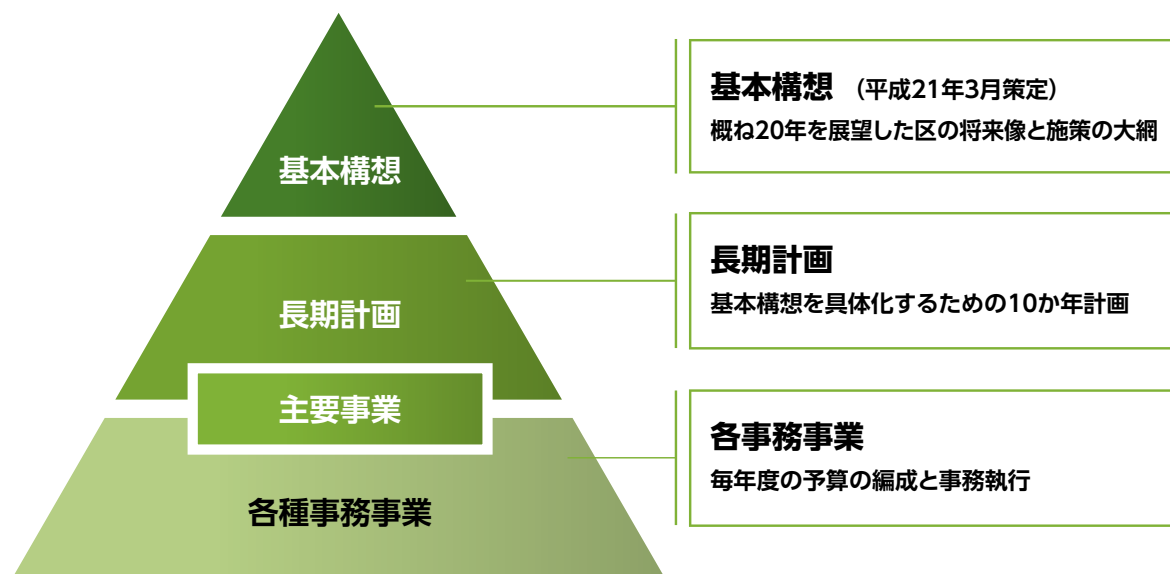
長期計画は、計画期間における施策体系と施策を実現するための取り組み、成果目標を明らかにしたものであり、各年度の予算編成による進捗管理と施策評価の基準となるものです。

3

体系と計画期間

(1) 計画の体系

基本構想に示された江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現を目指し、下記のような計画を体系とします。



(主要事業)

長期計画の各分野の「目指す姿」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から令和元年度までを計画期間とする第1期長期計画のネクストプランとして、令和2年度から令和11年度までの10か年とします。このうち、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、前期終了時に計画内容の見直しを行います。

平成22 (2010) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
平成21年策定 基本構想								
第1期 長期計画 (前期)		第2期 長期計画(前期)					第2期 長期計画 (後期)	
(後期)		各事務事業(単年度)						

4 進行管理

長期計画には、施策ごとに、施策が目指す江東区の姿を目標として示すとともに、施策の成果や状況を測る指標（モノサシ）を設定しています。

長期計画の推進にあたっては、各年度の予算に基づき施策や各種事務事業を実施しながら、施策ごとの指標を活用しつつ、その成果や社会状況の変化について評価を行う「行政評価システム」を活用します。

評価にあたっては、多面的かつ客観的な視点に立った評価を行い施策に反映させるため、外部評価を実施します。区民・学識経験者等と区が対話を通じて評価を行い、評価結果を可能な限り予算へ反映させることで、PDCAサイクルを適切に運用し、長期計画が目指す将来像を実現します。



第2章

江東区を取り巻く状況



2

日本は変革の時代を迎えており、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の進化等、社会の環境は日々移り変わっています。これらの外部環境を理解することは、江東区に影響を及ぼしうる課題を予測し、戦略的な長期計画を策定する上で欠かせません。また、国全体の動向や国の方針を理解し、整合を図ることも重要です。

そのため本章では、本計画を策定する時点での日本社会全体の時代の潮流・社会動向について検証・予測し、中長期的な本区の取り組みにつなげます。

1 人口動態と少子高齢化



我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という危機に直面しています。このため、保育サービスの充実や、柔軟な就労環境を実現する働き方改革など、複合的な対策が求められています。また、各自治体には、女性や元気な高齢者などが地域で活躍できる機会の創出や、互助・共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が、健康に生き生きと能力を発揮することができるようにするための環境整備が求められています。

2 経済と雇用の状況

我が国の経済は、世界経済の緩やかな回復を背景に、平成29年頃から企業収益が過去最高水準となりました。労働市場では、求人数に対する求職者数が不足する、高水準の人手不足の状態になっています。

今後、海外経済に関する不確実性の高まりや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降の投資状況の不透明さなどにより、企業活動の鈍化等が懸念され、各自治体には、2020年の先を見据えた地域経済、戦略的な財政計画の立案が求められています。

3 グローバル化と多様性



今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・金・情報の流れは地球的規模に拡大されており、我が国を訪れる外国人旅行者数は平成30年に年間3,000万人を超えました。在留外国人は令和元年6月時点で282万人になり、それぞれ過去最多を記録しています。また、我が国で就労する外国人労働者も5年間で70万人増加し、平成30年には146万人に達するなど、地域への移住も進んでいます。こうした中で国は、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」として、外国人に等しく就労、教育、医療、災害時の支援等が届く環境の整備を進めています。

各自治体においては、外国人を適正に受け入れ、日本人と外国人の双方が安心して安全に暮らすことのできる「共生社会」の実現へ向けた取り組み、さらに、LGBTなど性的少数者への理解促進も含め、多様性の包摂への取り組みが求められています。

4

情報通信技術の進展

近年、IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に大きく影響する技術の開発が進んでいます。国は、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0」（超スマート社会）を、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱しており、これらの技術を産業や社会生活の様々な場面で活用する取り組みが進められています。

地域における活用では、例えば、高齢者にとっては、遠隔見守りサービスによる安心の提供、自動運転による移動手段の普及などにより、ハードルを感じずに生き生きと生活できる環境の整備が進むものと期待されています。新たな技術を様々な分野に応用することが、経済成長や健康長寿社会の形成、地域活性化の実現につながるため、各自治体による積極的な推進が求められています。

5

自然環境と持続可能な循環型社会

気候変動の影響は、近年の自然災害をもたらし、その激甚化や頻発化、記録的な酷暑による熱中症の増加などは、“命に係わる”被害に及んでいます。国や全ての自治体においては、緩和策、適応策の更なる加速化と防災、減災、国土の強靱化への課題は多く、その準備を欠くことはできない時代になっています。

国は、我が国の目指す姿として「地域循環共生圏」の確立を掲げ、復興と再生、脱炭素化、廃棄物などの燃料への変換、リサイクル等を推進しており、環境への適応と、地域で生み出された資源を活用する持続可能な循環型社会の実現を目指しています。

さらに、海洋プラスチック問題では、海洋生物や生態系への悪影響が懸念されており、含有する化学物質が生物濃縮されるリスクがあるため、その解決を図るための早急な取り組みが世界的に求められています。



6

公共施設等の総合的な管理・運用

高度経済成長期を中心に整備を進めてきた道路・橋梁等のインフラ資産と公共建築物の老朽化が進み、その改修や改築が本格化することによる財政負担の増大が予想されています。これにより、真に必要とされる施設の新規整備だけでなく、既存施設の適切な維持管理や利便性の向上のための投資にも支障を来することが懸念されます。各自治体の公共施設の整備にあたっては、人口減少社会を見据え、地域のニーズ等を踏まえた再編整備を検討するとともに、十分に活用されていない施設は今後のあり方について検討し、新たな機能への転換や民間活力の活用など、公共施設の計画的かつ総合的な管理・運用が求められています。



第3章

計画の視点・前提



3

I

計画推進の視点

人口構造の変化、雇用などの経済状況の変化、自然環境の変化など、社会の変化はますます大きくなり、区が対応すべき課題も一層複雑になっています。

区では、本計画の策定とともに改定する「江東区行財政改革計画」に基づき、これまでのまちづくりの中で充実してきた公共サービスを区民ニーズに適切に応えつつ、将来にわたって良好に維持していくため、これまで以上に厳しい認識を持って行財政改革に臨み、区政運営の基礎となる持続可能な財政構造をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいきます。

また、行政だけが地域課題解決の主体ではないことや、より大きな視点から地域課題を捉えることの重要性から、以下3つの視点を踏まえ、計画を推進していきます。

1 協働の視点に立った課題解決

協働とは、区民、市民団体（地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等）、大学、事業者等地域の多様な主体と区が、互いの立場や強みを活かすとともに、協働意識の醸成を図り、地域の課題解決や目的の実現に向けて協力することをいいます。

地域活動の担い手の高齢化・固定化や価値観の多様化、住民間のつながりの希薄化、それに伴う高齢者等社会的弱者への見守りの担い手の不足等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。こうした中で、基本構想に掲げた区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」を実現するためには、地域の実情や課題に一番身近な区民や市民団体等が主体となって、地域課題の解決と発展に取り組むことが不可欠です。

区では、協働推進に関する基本的な考え方に基づき、区民満足度の向上と地域の活性化を図るため、区民、市民団体、事業者等と区がともに地域課題の解決に取り組む「協働」を積極的に推進し、支援を行います。

(1) 協働に取り組む意義

外部の多様な主体との協働に取り組むことは、区民・市民団体・行政それぞれにプラスの効果をもたらします。

第一に、区民にとっては、協働を通じて様々な主体と出会い、協力してまちづくりに参加する機会が増加します。また、地域の様々な主体が、協力して地域課題の解決に取り組むことで、地域環境の向上が期待できます。

第二に、市民団体にとっては、協働が進むことで、自らの強みを活かした新たな公共サービスの担い手となることができ、市民団体の活動の場が広がることが期待できます。

最後に、行政にとっては、協働が進むことで、行政だけでは対応できない多様なニーズ・課題に対するきめ細かな対応が可能となり、区民満足度の向上が期待できます。

(2) 協働するために必要な基本的姿勢

区では、「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」に基づき、以下3つの基本的姿勢で協働に取り組んでいます。

- 対等性 互いに対等なパートナーであることを認識し、それぞれの主体性や特性を活かした役割と責任を果たします。
- 相互理解 話し合いを重ねながら、地域の課題や協働の目的を共有し、それぞれの組織や手法を尊重した相互理解を図ります。
- 評価 区民や第三者からの客観的な評価を受け、協働の効果を検証していきます。

(3) 協働の推進に向けた取り組み

- 区が担っている公共サービスのうち、協働による方が効果的な事業について、区民ニーズと事業目的に応じた協働形態を選択し、市民団体等と積極的に推進していきます。
- 市民団体間の連携を強化しネットワークを構築していくため、活動拠点や団体間の連携をコーディネートする中間支援組織の整備に取り組みます。

2 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、2030（令和12）年までに世界中で取り組む17の国際目標で、先進国を含めた全ての国で取り組みが進められています。

17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の統合的な取り組みに重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。

国は、平成28年12月に策定した「SDGs実施指針」において、SDGs達成に向けて地方自治体の役割を重視し、地方自治体の各種計画等へのSDGsの要素の最大限の反映を奨励しています。

本計画に掲げた各施策の取り組みは、区民の健康や福祉、質の高い教育、住み続けられるまちづくりなど、SDGsに掲げている目標や方向性と同じにするものであり、本区としても、あらゆる施策においてSDGsを念頭に取り組んでいきます。

(1) SDGs 達成に取り組む意義

SDGsは世界規模で達成を目指す目標ですが、その達成に向けた取り組みは、区民、事業者、区それぞれの行動の積み重ねです。こうした点から、様々な主体の活動と密接な関わりを持つ本区の役割は大きく、課題解決に向け、SDGsの目標を踏まえ、本計画に掲げる施策を推進することが重要です。

(2) 施策の大綱とSDGsの関係性

本計画は、「緑・環境」、「子育て・教育」、「産業・生活」、「健康・福祉」、「まちづくり」の5つの大綱に分類されています。そして、その分類はSDGsの17の目標につながります。施策の実施にあたっては、大綱で掲げる目標だけでなく、それぞれSDGsの目標や関連するターゲットを見据え、取り組みを推進します。

長期計画とSDGsの関係性



大綱ごとに、関連性の高いSDGsの目標を表示

3 ICT利活用の推進

近年のICT（情報通信技術）の発展は目覚ましく、社会経済のあり方が大きく変化し、より便利で豊かな社会づくりを目指す活動が展開されています。

国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる「Society 5.0[※]」を世界に先駆けて実現していくとしています。

Society5.0の積極的な推進により、様々な分野での社会的課題の解決と地域経済の更なる発展につなげるために、自治体行政においても長期的視点に立って今後の施策の検討を進めていく必要があります。

本計画においては、AIやRPAなどICTの利活用により、地域の活性化、防災、医療、介護、健康、子育て、まちづくりなど様々な分野における地域課題の解決を図り、区民にとって便利で質の高い行政サービスの提供と効率的な行政運営を目指していきます。

※ Society5.0 … サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会で、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

江東区におけるICTの活用イメージ



II 計画の前提

1 計画人口

(1) 人口

江東区の人口は、平成26年で約48.7万人、平成31年で約51.8万人と、増加を続けています。

今後、令和6（2024）年の人口は概ね54.7万人、令和11（2029）年では概ね57.0万人と推計しています。

(2) 年代別人口

年代別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の全ての階層で増加する見込みです。

年少人口は、平成31年の6.7万人から令和11年の7.3万人へと増加し、構成割合は12.7%となる見込みです。

生産年齢人口は、平成31年の34.0万人から令和11年の38.1万人へと増加し、構成割合は66.9%となる見込みです。

高齢者人口は、平成31年の11.2万人から11.6万人へと増加し、構成割合は20.4%となる見込みです。

高齢者のうち、前期高齢層（65～74歳）の人口が平成31年の5.7万人から4.8万人へと減少し、構成割合も11.0%から8.4%へ低下する一方、後期高齢層（75歳以上）の人口が平成31年の5.4万人から6.9万人へと増加し、構成割合も10.5%から12.0%へと上昇する見込みです。

(3) 外国人住民数

外国人住民数は、平成26年で約2.1万人、平成31年で約2.9万人と増加を続けており、令和11年では概ね3.8万人と推計します。

(4) 世帯数

世帯数は、平成26年で約24.5万世帯、平成31年で約26.7万世帯と増加を続けており、令和11年では概ね29.2万世帯と推計します。

江東区の人口及び世帯数の推移

(各年 1 月 1 日現在 単位：人、世帯)

区分		年	平成 26 年 (2014 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 11 年 (2029 年)
人口総数			487,142	518,479	546,836	570,313
	年少人口	(0 - 14 歳)	60,996 12.5%	66,878 12.9%	71,087 13.0%	72,670 12.7%
	生産年齢人口	(15 - 64 歳)	325,873 66.9%	339,939 65.6%	361,656 66.1%	381,316 66.9%
	青年層	(15 - 24 歳)	37,045 7.6%	42,527 8.2%	47,329 8.7%	51,622 9.1%
	前期壮年層	(25 - 34 歳)	71,200 14.6%	69,114 13.3%	71,835 13.1%	78,406 13.7%
	後期壮年層	(35 - 54 歳)	160,138 32.9%	174,864 33.7%	177,306 32.4%	167,741 29.4%
	熟年層	(55 - 64 歳)	57,490 11.8%	53,434 10.3%	65,186 11.9%	83,547 14.6%
	高齢者人口	(65 歳以上)	100,273 20.6%	111,662 21.5%	114,093 20.9%	116,327 20.4%
	前期高齢層	(65 - 74 歳)	56,439 11.6%	57,206 11.0%	50,956 9.3%	47,696 8.4%
	後期高齢層	(75 歳以上)	43,834 9.0%	54,456 10.5%	63,137 11.5%	68,631 12.0%
外国人住民数（再掲）			21,234	29,472	33,986	37,539
世帯数			244,836	267,262	280,656	292,088
	平均世帯人員		1.99	1.94	1.95	1.95

注 1) 人口は、平成 31 年 1 月 1 日の住民基本台帳データを基に、コーホート要因法により算出しています。

注 2) 人口総数には、外国人住民数を含みます。

注 3) 構成比の合計は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2 財政計画

(1) 財政計画の考え方

財政計画は、基本構想に定める区の将来像及び本計画に掲げる施策を計画期間中に確実に実現するための財源を担保するためのものであり、今後の社会経済情勢等を勘案しつつ、健全性の保たれた計画を策定する必要があります。

また、超高齢社会の進行や自然災害に対する備え、臨海部のまちづくりのほか、老朽化が進む公共施設・インフラ資産の改築・改修など、将来の財政需要に対応するための強固な財政基盤を維持し続けていくことは行政の責務でもあります。

そのため、財政計画の策定にあたっては、現行の行財政制度や税制度によることを前提として、施設整備・改修計画や人口推計及び、国内総生産（GDP）の成長率や消費者物価等の主要経済指標に基づき、これまで着実に積み立てた基金や起債を活用し、令和2年度から令和6年度までの前期5か年で見込まれる歳入・歳出全体の財政規模を的確に推計しました。

(2) 財政収支推計の方法

令和2年度については、当初予算計上額とし、令和3年度以降の財政計画については、現行の行財政制度によることを前提として、人口増加や主要経済指標等に基づき、次のように推計しました。

歳入	
① 特別区税	現行の税制度を前提に、人口推計から納税義務者数、経済成長率から所得等の伸びを考慮し、また、ふるさと納税による減収影響も踏まえて推計しました。
② 特別区交付金	都区財政調整制度に基づく特別区交付金は、現行制度を前提に、主要な財調財源である固定資産税や市町村民税法人分について、経済成長率等を考慮して交付額を推計しました。
③ 譲与税等	現行制度を前提に、主に経済成長率を考慮して推計しました。
④ 国・都支出金	現行制度を前提に、歳出の見込みに連動させて推計しました。
⑤ 繰入金	主要事業の計画に基づき、公共施設建設基金、学校施設改築等基金などを活用するとともに、年度間の財源調整として、財政調整基金を活用しました。
⑥ 特別区債	将来の財政負担を考慮し、活用を図りました。
⑦ その他の収入	人口増加や今後の事業計画、受益者負担等を踏まえて推計しました。

歳出	
① 人件費	行財政改革計画や今後の退職者の推移などを踏まえ推計しました。
② 扶助費	現行制度を前提に、人口増加や施設の運営費などにより、推計しました。
③ 公債費	特別区債について、既発行分及び発行見込額の元利償還金を推計しました。
④ 投資的経費	新規施設の整備及び既存施設の更新等の主要事業に基づき推計しました。
⑤ その他の経費	人口増加や新規施設の整備等によるランニングコストなどを考慮して推計しました。

(3) 長期計画財政内訳

① 一般会計財政収支見込

(単位：百万円、%)

区 分		令和 2 年度		令和 2 ～ 6 年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
歳 入	区 税 等 (一 般 財 源)	128,403	60.2	657,016	59.2
	国 ・ 都 支 出 金	56,180	26.4	289,617	26.1
	繰 入 金	18,349	8.6	101,517	9.2
	特 別 区 債	1,144	0.5	13,715	1.2
	そ の 他	9,222	4.3	48,117	4.3
	計	213,298	100.0	1,109,982	100.0
歳 出	義 務 的 経 費	106,695	50.0	554,495	50.0
	投 資 的 経 費	24,921	11.7	155,885	14.0
	そ の 他 の 経 費	81,682	38.3	399,603	36.0
	計	213,298	100.0	1,109,982	100.0

② 長期計画事業費内訳

(単位：百万円、%)

区 分		令和 2 年度		令和 2 ～ 6 年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
5 か 年 主 要 事 業 費		24,309	100.0	145,287	100.0
	主 要 ハ ー ド 事 業	17,116	70.4	106,623	73.4
	主 要 ソ フ ト 事 業	7,193	29.6	38,664	26.6

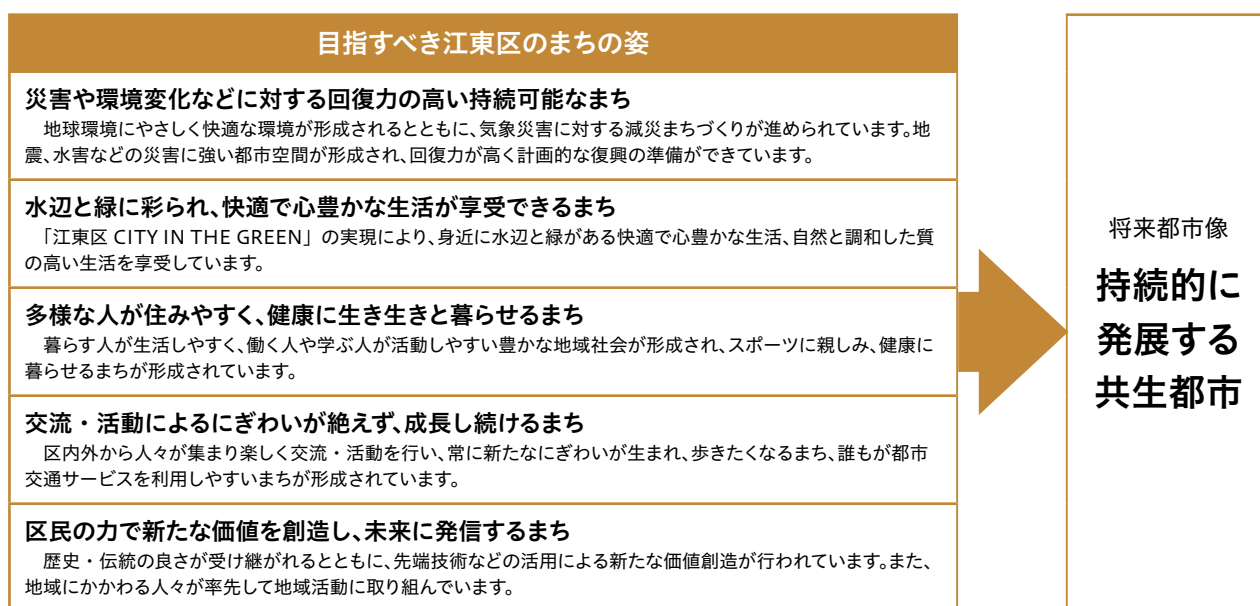
※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

3 都市計画

この長期計画では、「江東区都市計画マスタープラン」に定める将来都市像と将来都市構造に基づき、都市づくりを進めていきます。

将来都市像

基本構想に掲げる江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けて「目指すべき江東区のまちの姿」と「将来都市像」を示します。

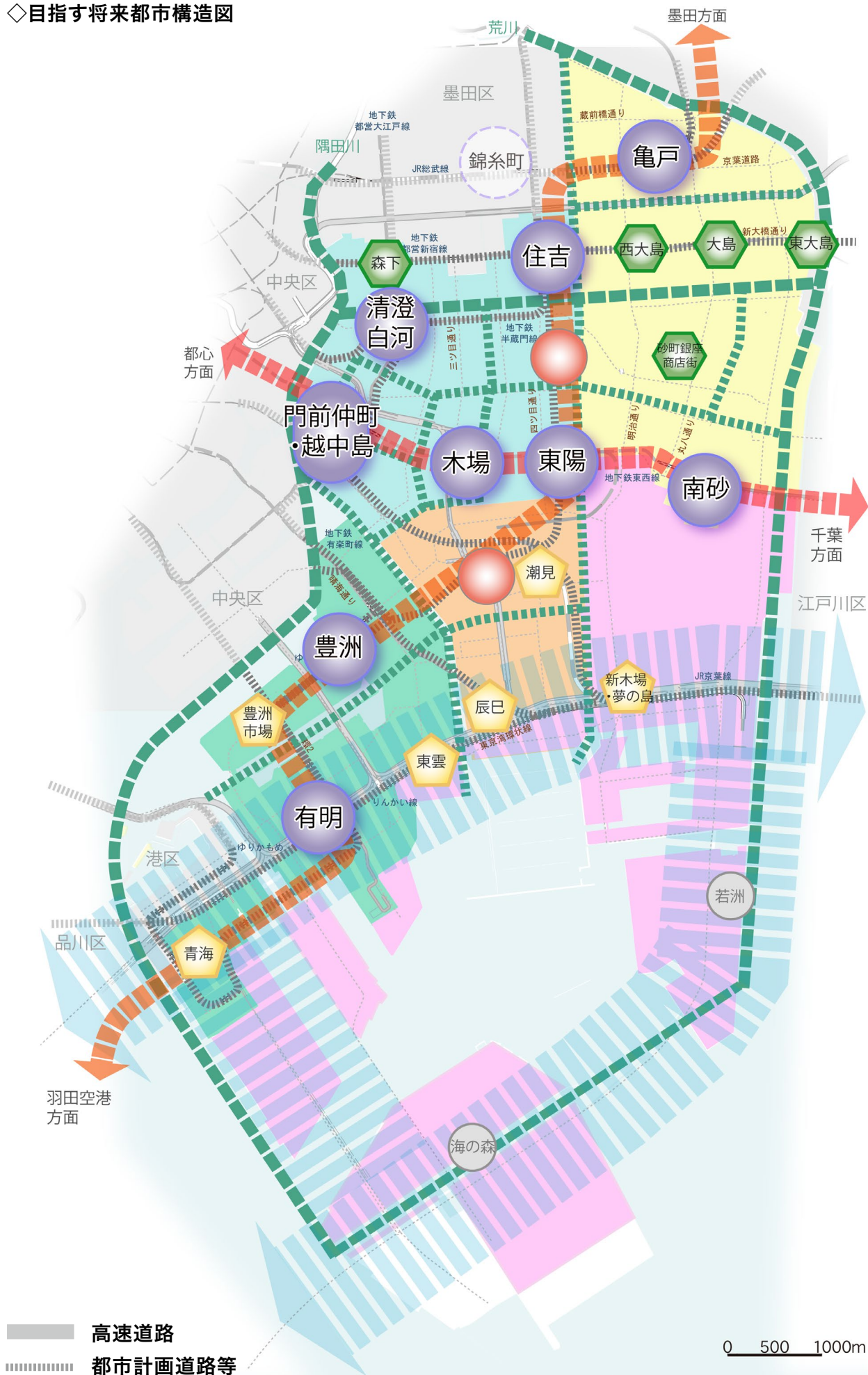


将来都市構造

区民の生活と活動を支える都市基盤や都市機能を計画的かつ的確に誘導するため、広域性、地域性、交流性などを踏まえ、拠点（核）、軸、ゾーンを示します。

拠点	都市核	広域性と地域性の両方の機能を併せ持つ拠点
	広域核	区内外の人を区内に呼び込む「交通利便・広域交流」機能（広域性）が集積する拠点
	地域核	区民の「生活利便・生活交流」機能（地域性）が集積する拠点
	交流拠点	交流性の観点から、他の拠点の広域性を向上させるポテンシャルを有する拠点
	新駅拠点	地下鉄8号線延伸に伴い、新駅を中心としたまちづくりが必要になる拠点
軸	都市軸	拠点間連携や周辺地域との広域連携を強化し、その機能を高めながら都市の活力や魅力を広げるため、都市の骨格を表す軸を位置付けます。
	水彩軸	主に河川・運河とその周辺において水辺と緑のネットワークが形成されている軸を位置付けます。
	湾岸軸	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーや国際観光資源、産業・物流・埠頭機能、交通基盤施設などの集積がみられる臨海地域を貫く軸を位置付けます。
	公共交通ネットワーク	拠点間の連携や周辺地域との広域連携の強化を促進するものとして、鉄道路線などを示します。
ゾーン	歴史と文化、多様な都市機能が調和する複合市街地 （深川北部地区、深川南部地区）	
	良好な住環境の誘導を推進する複合市街地 （城東北部地区、城東南部地区）	
	高度な都市機能を集積し、新たな価値を創造する複合市街地 （南部地区西）	
	土地利用転換の誘導による快適でにぎわいのある複合市街地 （南部地区東）	
	産業・物流機能、スポーツ・レクリエーションが調和する市街地と港湾・埠頭地区 （湾岸地区）	

◇目指す将来都市構造図



4 施設整備・改修計画、本庁舎の建替え

(1) 施設整備・改修等の基本方針

都市インフラを含め、公共施設の老朽化の進行に対し、「江東区公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進め、将来にわたる安全性・強靱性を確保し、必要な機能・サービスの持続的な提供を図ることで、成長の基盤を支える強靱な都市づくりを推進します。

- ① 本計画期間（令和2年度～11年度）においても、区全体では引き続き人口の増加が見込まれますが、地域の人口構造が大きく変化します。そのため、新たに整備する施設については、人口動向を注視しながら、地域の特性や行政需要を精査した上で、認可保育所や子育て支援施設、保健・福祉施設等、必要な公共施設の選定とともに、民間活力の導入など効率的、効果的な整備手法も併せて検討していきます。
- ② 整備・改修等にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理、処分にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減等の効率化に努めます。
- ③ 既存施設については、施設を取り巻く社会環境の変化を十分に認識した上で、安全に施設を維持するための配慮と事故防止の観点から、改修等の緊急性、必要性を精査します。また、時代のニーズや区民要望等に沿った施設のあり方を併せて検討し、施設の持つ機能そのものを見直します。
- ④ 施設目的の達成、利用者の減少等で必要性の低くなっている施設については、施設の廃止・縮小、代替施設への転換、他の施設との統合を検討します。
- ⑤ 施設のあり方について見直しが必要とされる施設については、必要な見直しを行った上で改修等を行います。
- ⑥ 施設の利用用途による必要性、構造上の設置可否を検討の上、公共施設のバリアフリー化や再生可能エネルギー等の活用、屋上・壁面緑化、木質化・木材利用を進めていきます。

(2) 対象施設

次表に掲載する施設を整備・改修の対象とし、具体的な計画は、主要事業として示します。なお、主要事業は、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、毎年度見直しを行います。

施設整備・改修計画表

分野	施策	施設種別	工事種別	事業計画					
				前期					後期計画
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7～11年度
緑・環境	1	区立公園	整備				1施設		
		親水公園	改修	仙台堀川					
		緑道公園		南砂緑道					
		区立公園		各区立公園					各区立公園
		区立児童遊園		各児童遊園					各児童遊園
		水辺の散歩道	整備	400 m	都の護岸整備に合わせ、整備				都の護岸整備に合わせ、整備
		潮風の散歩道		271 m	234 m	466 m	117 m	50 m	1,007 m
		水辺と緑の事務所	改修						水辺と緑の事務所
	3	清掃事務所	改修	清掃事務所					
子育て・教育	4	認可保育所 (定員増数)	整備	558人	716人	492人	493人	184人	
		認可保育所	増築	猿江					
			改築	豊洲、辰巳第二、辰巳第三（都営住宅の建替計画に合わせ、都と協議の上決定）					
			改修	(小規模改修：8園) 大島第四、大島第二、東砂、東陽、東砂第二、亀戸、南砂第一、北砂 (大規模改修：10園)					(小規模改修：9園) (大規模改修：12園)
	5	児童向け複合施設	整備		1施設				
					住吉一				
		子ども家庭支援センター	整備		2施設				2施設
					住吉一 亀戸六				
			改修						深川北、東陽、大島、豊洲
	7	小学校	増築	東川、豊洲西、第二亀戸、数矢、東雲					
			改築	第二大島、小名木川、第六砂町					1施設
			改修	八名川、数矢、元加賀、明治、東雲、枝川、深川、越中島					毛利、東川、第一亀戸、水神、第四大島、南砂、亀高、南砂仮校舎
		中学校	改築	第二大島					1施設
			改修	深川第四、南砂、深川第二、第二南砂、深川第六、東陽、第四砂町					深川第七、亀戸、第三亀戸、大島西
		幼稚園	改修	ひばり、第三大島					
		教育センター	改修	教育センター					
	8	児童館	改修	大島第二、豊洲、塩浜					
		江東きッズクラブ	改築	二大、小名木川、六砂					1施設
			改修	東雲第三、南砂六丁目、平久、八名川、大島第二児童館、数矢、元加賀、明治、東雲、枝川、北砂、深川(A)、越中島					深川(B)、東川、南砂、四大、毛利、水神、亀高、一亀

第3章 計画の視点・前提

分野	施策	施設種別	工事種別	事業計画					
				前期					後期計画
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7～11年度
産業・生活	11	地区集会所	改修	各地区集会所					各地区集会所
	13	文化学習施設 (文化センター)	改修	江東区文化センター					古石場文化センター
		図書館	改築	こどもとしょかん					
			改修	東陽、城東、深川、東雲					古石場
	14	区民体育館 (スポーツセンター)	改修	亀戸、スポーツ会館					東砂
		屋外区民 運動施設	改修	夢の島野球場（2グラウンド / 隔年）、夢の島競技場					夢の島野球場、夢の島競技場
15	歴史文化施設	改修	深川東京モダン館、深川江戸資料館、伝統芸能稽古場					芭蕉記念館、芭蕉記念館分館	
健康・福祉	17	保健施設	改修	深川南部保健相談所					深川保健相談所、 城東南部保健相談所
	19	福祉会館	改修	大島、塩浜					東陽
		高齢者総合福祉 センター	改修						高齢者総合福祉センター
		地域密着型 介護施設	改修						地域密着型介護施設
		高齢者在宅 サービスセンター	改修	江東ホーム、北砂ホーム、枝川、亀戸					白河、東陽
		特別養護老人 ホーム	整備					1施設	2施設
			改築	住吉一丁目、深川二丁目					
			改修	江東ホーム、北砂ホーム、塩浜ホーム					
		認知症高齢者 グループホーム	整備	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	10施設
		介護専用型 ケアハウス	整備					1施設	2施設
	都市型軽費老人 ホーム	整備					1施設	2施設	
	20	障害者福祉施設	改修	塩浜福祉園、こども発達センター、 障害者福祉センター、こども発達扇橋センター					第三あすなろ作業所
		障害者入所施設	整備			1施設			
						塩浜二			
		障害者 グループホーム	整備			1施設			2施設
まちづくり	22	だれでもトイレ	整備	8か所	8か所	7か所	8か所	7か所	35か所
	23	区営住宅	整備						1団地
			改築	猿江一丁目、大島五丁目、塩浜					
			撤去						北砂二丁目、東砂八丁目
			改修	扇橋一丁目、森下二丁目、塩浜一丁目、北砂七丁目、 東陽一丁目、東陽一丁目第二					扇橋一丁目、森下二丁目、 塩浜一丁目、北砂七丁目、 東陽一丁目、東陽一丁目第二

分野	施策	施設種別	工事種別	事業計画					
				前期					後期計画
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7～11年度
まちづくり	24	都市計画道路	整備		1路線 補助115号線				1路線
		道路無電柱化	整備					1路線 砂町地区	1路線 ※ほか2路線着手
		主要生活道路	改修	年30,000㎡					年30,000㎡
		橋梁	架替	御船橋、清水橋、巽橋、弁天橋、緑橋、釣船橋、大島橋					崎川橋、木更木橋
			改修	東富橋、砂潮橋					鶴歩橋、西深川橋
			塗装	各橋梁					各橋梁
		街路灯	改修	街路灯 公園・児童遊園灯 水辺・潮風の散歩道灯					街路灯 公園・児童遊園灯 水辺・潮風の散歩道灯
		道路事務所	改修	道路事務所					
	25	細街路	拡幅	区内全域					区内全域
		防災生活道路 (幅員6m以上)	整備	北砂三・四・五丁目地区					北砂三・四・五丁目地区
		不燃化小規模空地(児童遊園等)	整備	2か所					
	26	拠点避難所 電気設備	改修	各小・中学校等体育館(72か所)					
		防災倉庫	改修	富岡、千田、北砂、富岡第二、江東区中央					東雲、潮見、東砂、平野、亀戸
庁舎等	計画の実現に向けて	防災センター	改修	防災センター					
		駐車場	改修	東陽二丁目駐車場					
		出張所	改修	白河、大島、富岡					南砂
		区民館	改修	富岡、枝川					東陽、南砂
		総合区民センター	改修	総合区民センター					

公共緑化・再生可能エネルギー等の活用を行う施設(新設含む)				
公共緑化	1	屋上・壁面緑化	東川小、児童向け複合施設、第二大島中、数矢小、第二大島小	小名木川小、第六砂町小
		橋台敷緑化	10か所	
		河川護岸緑化		1,330m
		公園内接道緑化	40園	40園
		シンボルツリー	10か所	8か所
		地域特性緑化	牡丹地域、亀戸地域	
再生可能	2	太陽光発電施設	児童向け複合施設、第二大島中、第二大島小	小名木川小、第六砂町小
		雨水利用施設	第二大島中、第二大島小	小名木川小、第六砂町小

※「工事種別」が「整備」の各施設の事業計画欄：その年に整備を行う内容や量、場所等について記載しています。工事が複数年にわたる整備については、その整備が終了する年度の欄に工事量等を記載しています。施設の開設は整備が終了する年度またはその翌年度となります。

※「工事種別」が「整備以外」の各施設の事業計画欄：改修・改築等に着手する施設及び元年度以前から着手している施設の名称を掲載しています。ただし、公共緑化・再生可能エネルギーの活用を行う施設は、各計画期間に竣工する施設の名称または実施箇所数等を掲載しています。

※各施設の整備・改修内容等については、「掲載ページ」欄のページの各主要事業の項に詳細を掲載しています。

(3) 本庁舎の建替え

区役所本庁舎は、昭和48年の建設から47年が経過し、施設の老朽化等に伴い、今後も多額の維持・補修経費が見込まれる状況です。

本庁舎の建設では、計画から建設・竣工まで、10年を超える期間を要することなどから、築60年から65年を目安として、新庁舎建設に向けて準備を進めていく必要があります。

具体的には、庁舎建設の基本理念や基本方針など庁舎のあり方を整理し、長期計画（前期）に、新庁舎建設基本構想など、区民・議会代表、学識経験者などを含めた検討委員会の設置を行います。また、本庁舎建設にあたっては、他自治体などの例も参考として、複合化による敷地の有効活用や民間活力を活用した整備手法などについても検討します。

なお、庁舎建設においては、多額の建設費が見込まれることから、長期的な視点に立ち、（仮称）庁舎建設基金を設置します。

（参考）検討の視点

- 誰もが分かりやすく、利用しやすい庁舎
- ユニバーサルデザインに配慮した庁舎
- 災害への備えなど、区民の安全安心が確保できる庁舎
- 緑豊かな地球環境に配慮した庁舎
- 経済性・効率性などランニングコスト等に配慮した庁舎

